

滋 自 第 2 6 9 号  
平成 30 年(2018 年) 7 月 24 日

各都道府県山岳連盟 御中

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課長  
(公印省略)

### 滋賀県の自然公園内における登山利用時のマナー向上について

平素は、滋賀県における自然公園行政にご協力いただき、ありがとうございます。

本県では、わが国最大の湖でもある琵琶湖国定公園を初めとする 2 つの国定公園（琵琶湖国定公園、鈴鹿国定公園）と 3 つの県立自然公園（三上・田上・信楽県立自然公園、朽木・葛川県立自然公園、湖東県立自然公園）を指定し、優れた自然風景地の保護および利用の増進を図っているところです。

自然公園の利用の形態は多種多様ではありますが、近年の登山ブームも相まって、滋賀県内の自然公園を構成する山々での登山利用も年々増加傾向にあるところです。

しかしながら利用者の増加に伴い、ごみの放置や施設の損傷等の苦情が寄せられるなど、他の利用者に快適に利用いただけるよう、自然公園の登山利用にかかるマナー向上を図る必要があります。

つきましては、自然公園法第 37 条に定める利用のための規制を順守し、ごみ等の放置・廃棄や植物等の採取を行わないよう、貴連盟に所属される会員の皆様に対し今一度周知いただくようお願いします。

#### 【参考：自然公園法】

(利用のための規制)

第三十七条 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。